

原告準備書面（1）

2022年（令和4年）12月8日（木）

京都地方裁判所

第1民事部合議BD3係 御中

原告訴訟代理人弁護士 志賀史章



第1 請求の原因1（不法行為に基づく損害賠償請求）について

1 損害額の内訳の変更

刑事損害賠償命令申立書（その訂正申立書による訂正後のもの）「第3 損害額の内訳」の部分において、慰謝料500万円と主張していたが、これを変更して、慰謝料及び弁護士費用の合計として500万円と主張する。

2 本件不法行為に基づく損害賠償請求権について、消滅時効は未だ完成していないこと

(1) 被告は、本件不法行為時である平成30年1月17日から起算して既に3年以上が経過しているため、本件不法行為に基づく損害賠償請求権について、消滅時効が完成していると主張する。

(2) しかし、本件における消滅時効の起算点は、令和元年9月26日とみるべきであり、消滅時効は未だ完成していない。

ア すなわち、本件不法行為にかかる準強制わいせつ被疑事件は、令和元年

9月26日に不起訴処分となっている（甲35「議決の要旨についての通知書」、甲36「議決の要旨」）。

そして、原告代理人弁護士は、令和2年5月20日、京都地方検察庁において当該不起訴記録を閲覧し、被告の正確な氏名と住所をこのとき初めて知った。

これにより、原告は、令和2年5月20日、代理人弁護士を通じて、被告の正確な氏名と住所を初めて知ることができる状況に至った。

もともと、不起訴記録を閲覧できるようになるのは不起訴処分後であるから、原告が、具体的な資料（本件では不起訴記録がこれに当たる）に基づいて被告の正確な氏名と住所を初めて知ることができたのは、早くても、不起訴処分日である令和元年9月26日以降である。

そうだとすれば、原告が被告の正確な氏名と住所を知り、被告に対する賠償請求が事実上可能な状況のもとに、その可能な程度に「加害者（被告）を知った」（旧民法724条）といえるのは、早くても、令和元年9月26日である。

イ したがって、本件不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効の起算点は、令和元年9月26日とみるべきであり、原告は、それから3年以内である令和4年3月23日に刑事損害賠償命令を申し立てているから、消滅時効は未だ完成していない。

第2 請求の原因2（債務不履行に基づく損害賠償請求）について

予備的に次のとおり主張する。

1 債務の発生

原告は、平成30年1月17日、被告との間で、原告を被施術者、被告を施術者として、アロママッサージを受ける契約を締結した（以下、「本件アロママッサージ契約」という）。

そして、被告は、本件アロママッサージ契約に付随して、施術の際に原告の性的自由に配慮する義務を負っていた。

2 債務の不履行

しかし、被告は、平成30年1月17日午後9時30分頃から同月18日午前0時頃までの間に、原告が施術を受けるものと誤信するなどして抗拒不能の状態にあることに乗じ、施術用ベッドに横たわっている原告に対し、施術用ブラジャー内に両手を差し入れて両乳房などを触り、さらに、施術用ショーツ内に手指を差し入れてその膣内に手指を挿入するなどし、もって人の抗拒不能に乗じてわいせつな行為をした。

3 損害の発生

原告は、上記債務不履行により、性的自由を侵害され、多大な精神的苦痛を被った。

また、原告は、被告が損害賠償義務はないと主張し、被告から容易にその履行を受けられないため、その訴訟追行を弁護士に委任し、損害賠償請求の訴訟活動をすることを余儀なくされた。

そして、被告の上記行為は隠しカメラにより原告に無断で動画撮影されていたのであり、原告の被った精神的苦痛の程度が甚大であることを考慮すると、慰謝料及び弁護士費用の額は、合計して500万円を下らない。

4 結論

よって、原告は、被告に対し、予備的に、本件アロママッサージ契約の債務不履行に基づき、500万円及びこれに対する刑事損害賠償命令申立書送達の日翌日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める。

以 上